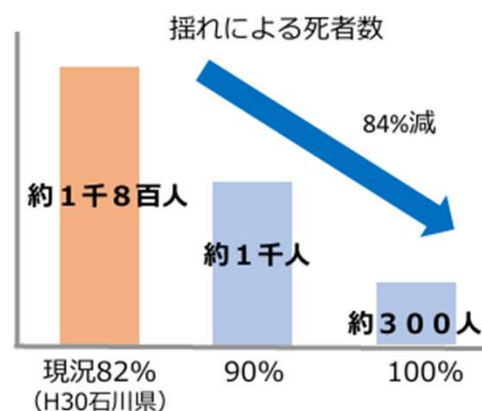
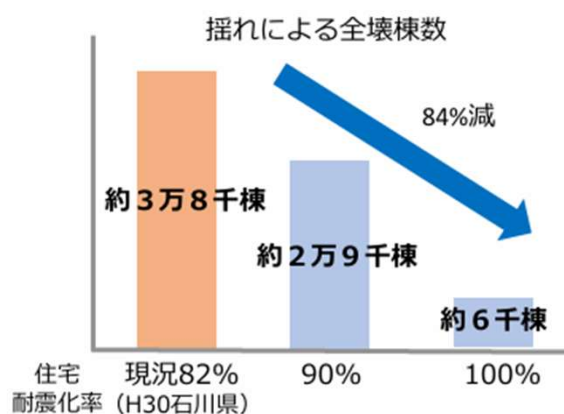


あなたの建物の **耐震化**を支援します！

一金沢市既存建築物耐震改修工事費等補助制度のあらましー
(木造編)



住宅の耐震化により建物被害と人的被害が大幅に減少します。



出典：石川県地震被害想定調査概要版（抜粋）

【お問い合わせ先】

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 第一本庁舎3階
金沢市 都市整備局 建築指導課 建物安全推進室
TEL：076-220-2059 FAX：076-220-2134

補助対象の確認

チェック① 建物の要件

昭和56年(1981年)5月31日以前に建築され又は工事に着手された住宅等(※1)の内、次のすべてに該当し、建築基準法に適合(※2)しているもの

《用途》一戸建て住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍

《階数》3階建て以下のもの

チェック② 申請者の要件

補助対象となる建築物の所有者で、市税を完納している者(※3)

チェック③ 診断者・設計者の資格

建築士法に定める建築士であって、所定の講習会を修了している者(耐震事業者リスト(※4)を参考にしてください。)

チェック④ 工事施工者の資格

・特に定めはありません。

(請負額、工事の内容によって、建設業の許可が必要になります。)

- ・「誰に頼んでよいか分からない。」という場合には、耐震事業者リスト(※4)を参考にしてください。
- ・設計した建築士に工事監理を依頼すると、より客観的に工事の内容や品質等を確認してもらうことができます。

-
- ※1 プレハブ工法、丸太組工法、その他特殊な工法(建築基準法旧38条認定等)で建築されたものは除く。また、併用住宅の場合、住宅部分の床面積が過半を超えること。
 - ※2 是正により適合するものを含む。
 - ※3 所有者が複数の場合等は、建築指導課へお問い合わせください。
 - ※4 耐震化に取り組む建築士事務所や工務店等のリストが石川県ホームページで確認できます。
 - ※5 木造建築物の耐震性は「上部構造評点」という基準で評価します。
 - ※6 上部構造評点1.0以上の耐震改修を行った場合、税制の優遇措置を受けることができます。(要申請)
 - ※7 世帯全員が65歳以上、または障がい者手帳等の所持者あるいは生活保護等を受給している者が居住する住宅であり、かつ世帯全員の市民税が非課税である場合
 - ※8 過去に市の耐震設計補助を受けている場合は、別途、補助率と限度額が設定されています。
住宅金融支援機構「リ・バース60」の利子補給を利用する場合は、当該金額から最大57.5万円を減じた額
 - ※9 市長が別に定める基準により算定します。



(参考) 耐震事業者リスト

耐震改修工事完了までの流れ

Step 1

耐震診断

構造計算を行い、建物の強度(上部構造評点)を算出します。(※5)
(一般診断法等による診断)



Step 2

耐震設計

構造的に弱い箇所を補強し、上部構造評点が1.0以上となるよう設計します。

段階改修

将来的に1.0とすることを条件に、以下の補強を補助対象としています。

- ・全体 0.7以上
- ・1階のみ 1.0以上

Step 3

耐震改修工事

耐震設計に基づいて工事を実施します。

耐震改修完了

上部構造評点1.0以上
(※6)

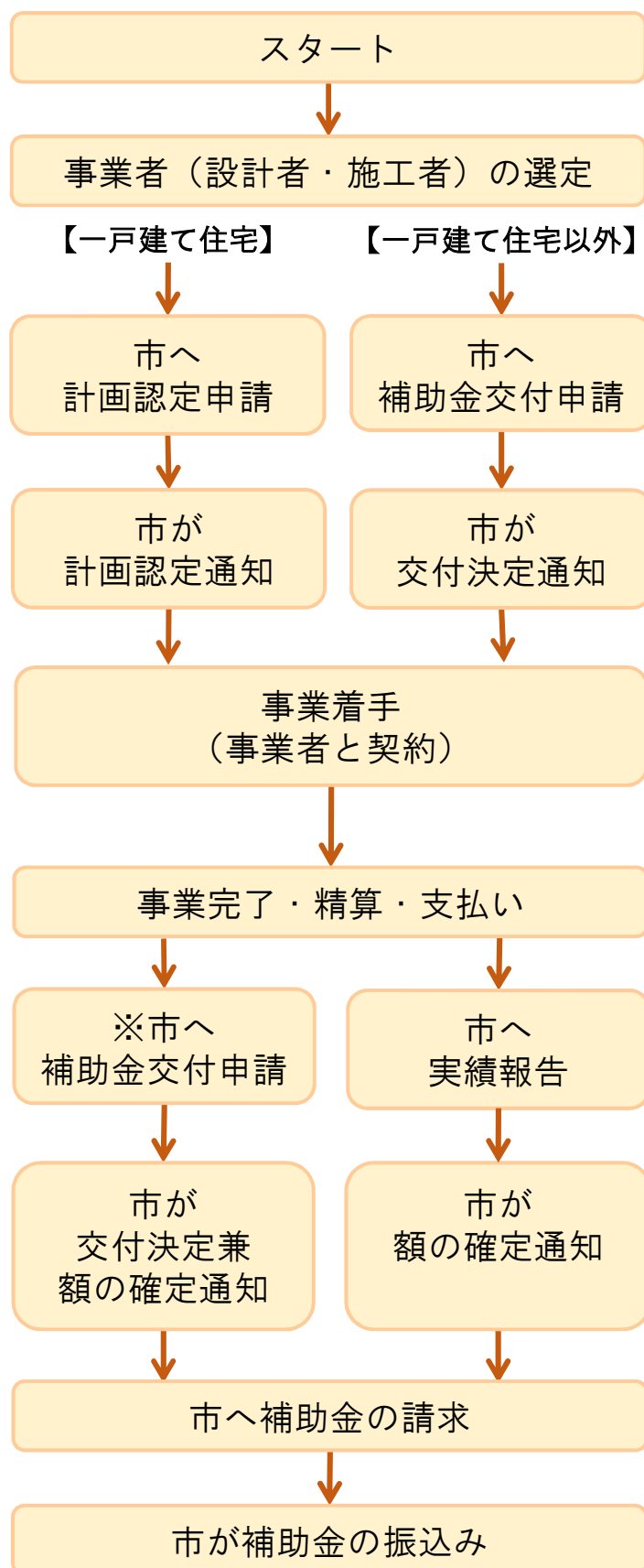


補助内容（補助率及び限度額）

対 象	耐 震 診 断		耐 震 改 修 工 事 (※8)		
	補助率	限度額	条 件	補助率	限度額
一般の 一戸建て住宅	3/4	15万円	(1) 申請時に耐震設計図書を提出 (2) 過去に市の耐震設計補助を受けていないこと	10/10	280万円
高齢者等住宅に係るもの (※7)	4/5	16万円			
特定住宅に係るもの	生活保護受給者が居住し、その者又は生計を一にする者が所有する住宅で一定の要件を満たす場合は、別途、補助率及び限度額を設けておりますので建築指導課へお問い合わせください。				

対 象	耐 震 診 断		耐 震 設 計		耐 震 改 修 工 事	
	補助率	限度額	補助率	限度額	補助率	限度額
共同住宅、 長屋、寄宿舎	3/4	15万円	2/3	23万円	2/3	60万円× 住戸数 (※9)

耐震改修等の補助手続きの流れ



手続きの流れは①～③共通です。

①耐震診断

建物がどれだけ耐震強度があるのか確認します。

②耐震設計

耐震診断結果に基づいて、構造的に弱い箇所を補強するための計画を立てます。

③耐震改修工事

耐震設計に基づいて工事を実施します。リフォーム工事と同時に実施することにより、経費などの費用を抑えることができます。

代理受領制度

（一戸建て住宅の場合のみ）

申請者は事業費から補助金額を差し引いた額を業者に支払い、補助金は市が直接、業者に振込む制度です。

木造建物の耐震性は「上部構造評点」という基準で評価します。

上部構造評点	判定
1.5以上	倒壊しない
1.0以上1.5未満	倒壊する可能性が低い
0.7以上1.0未満	倒壊する可能性がある
0.7未満	倒壊する可能性が高い